

令和5年度「HIV検査普及週間」実施要綱

1 趣 旨

令和5年3月22日のエイズ動向委員会の発表によると、令和4年の新規HIV感染者報告数（速報値）は625件で前年と比べて減少し、新規AIDS患者報告数（速報値）も245件で減少しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う検査機会の減少等の影響で検査件数等が減少しており、無症状感染者が十分に把握できていない可能性に留意する必要がある。

また、近年の保健所等におけるHIV抗体検査件数は過去最多であった平成20年を大きく下回る状況が続いている、社会のHIVへの関心の低下が懸念されている。

こうした状況から、検査・相談体制の充実は、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成30年厚生労働省告示第9号。以下「エイズ予防指針」という。）に基づき、引き続き、検査・相談体制の整備を図っていくことが重要である。HIV検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、利用の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、HIV検査の浸透・普及を図る機会とするものである。

また、性感染症のり患とHIV/エイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、昨年海外で感染が拡大し、現在国内で感染が増加しているサル痘についても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとする。

2 期 間

令和5年6月1日（木）から同月7日（水）まで

3 主 唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

4 主 題（キャッチフレーズ）

各都道府県等によって適宜定めるものとする。

なお、HIV検査ではなく、広く理解されやすくなるよう「HIV（エイズ）検査」という名称を用いても構わない。

（例：「無料+匿名+HIV（エイズ）検査=保健所」等）

5 実施方法

(1) 厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

本週間に係る全国的なキャンペーン活動を行うとともに、期間内における検査の日程及び会場等について、プレス発表等を通じて全国一斉に紹介することにより、広くHIV/エイズに対する関心の喚起を図る。

また、HIV検査や相談・カウンセリングに係るマニュアル等を作成するなど、検査や相談に係る情報提供を行うことにより、都道府県等が行う検査・相談に対する技術的支援を行う。

(2) 都道府県等

検査受診者の立場に立ち、地域における特性を踏まえながら、利便性やサービス向上に配慮した検査・相談体制の整備促進を図り、これにより、HIV検査が地域住民にとって身近なものと捉えられるよう環境整備に努めること。

具体的には、平日夜間や土日における検査といった時間外検査や迅速検査、梅毒など他の性感染症との同時検査等の実施はもとより、HIV検査の普及を図るため、イベント等の機会と連動した検査の実施などを行う。

また、HIV/エイズに係る正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検査・相談の利用に係る情報について、現在感染が拡大している梅毒やサル痘など関心度の高い感染症情報とも合わせて、特に梅毒は街頭での呼びかけや感染リスクの高い性産業従事者等への啓発活動等積極的な広報に努める。

6 留意事項

HIV検査や相談に当たっては、検査受診者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、検査前及び検査後の相談の機会において、検査受診者の行動変容を促すため、適切な相談を行うよう努めること。

都道府県から警察に依頼があった場合、広報のために性風俗店営業者の事業者情報の提供や保健所職員等が個別の事業者を訪問する場合にトラブル防止の必要が認められればその活動の後方支援などを協力していただけるので、適宜相談していくだすこと。

また、陽性が判明した場合については、医療機関の紹介等に当たり十分に説明する等配慮すること。

なお、HIV検査、相談、イベント等については、新型コロナウイルス感染症等の最新の発生状況、政府・厚生労働省等から発出する方針、通知等を踏まえつつ、適切な実施体制を構築すること。

7 その他

本週間において実施するHIV検査・相談については、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業（HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業）」の補助対象である。

また、HIV検査・相談と併せて実施するイベント等については、「エイズ対策促進事業」の補助対象である。